

令和4年 春の交通安全県民運動実施要綱(概要)

※令和3年度に福井県が調査分析した結果(過去5年間(H28~R2)の死亡事故統計データ)に基づく

全国の交通死亡事故の発生状況と比較した結果、当県の現状としていくつか見えてきた課題があります。県民の皆様には、令和4年春の交通安全県民運動実施要綱の概要として、以下のポイントについて県民の実践に向けた啓発をお願いします。

○ 脇見運転と漫然運転が多い → まずは「運転に集中」

福井県は、全国の平均と比較して自動車の運転中の死者数が約3倍(人口当たりの死者数による比較。以下同じ。)と、とても高くなっています。特に、「脇見運転(全国1位)」や「漫然運転(全国4位)」が全国と比較して多く、きちんと前を見ていたら防げるような事故が多くなっています。

車を運転する責任を改めて認識してもらい、まずは運転に集中することが何より大切です。

○ 横断中の事故や交差点での事故が多い → 横断歩道での「歩行者ファースト」

福井県は、全国と比較して「横断中の事故(全国6位)」が多く、発生場所は、特に「無信号交差点(全国2位)」が多くなっています。

横断歩道等の手前では、いつでも止まれるようにスピードを落とし、歩行者が横断歩道を渡ろうとしている場合は、必ず一時停止をして、歩行者ファーストを徹底しましょう。

○ 夜間横断中の事故が多い(特に高齢者) → 「反射材の着用」と「こまめなハイビーム」

福井県は、全国と比較して、歩行者の交通事故の死者に占める高齢者の割合が約9割と高くなっており(全国1位)、また、夜間は昼間に比べ横断中の事故が約4倍発生していることが分かっています。(昼間:全国19位、夜間:全国3位)

夜間における歩行者が犠牲となる事故を防ぐため、こまめなハイビームへの切り替えを徹底しましょう。また、歩行者は自分の命を守るため、反射材の着用を心がけましょう。

自転車の安全で適正な利用の促進

福井県自転車の安全で適正な利用に関する条例が制定され、令和4年7月1日から施行されます。以下の主なポイントについて周知、徹底をお願いします。

- 自転車保険等に加入する(義務)
 - ・ 自転車利用者(未成年の場合は保護者が加入)
 - ・ 事業者(事業活動で自転車を利用するときに加入)
 - ・ 自転車貸付事業者(レンタル自転車について加入)
- 自転車利用時はヘルメットを着用する。
- 保護者は、監護する児童等(中学生以下)が自転車を利用する際はヘルメットを着用させる。
- 高齢者がいる家族は、安全利用のための必要な助言をする。
- ブレーキ、タイヤ、ライト、尾灯等の点検整備をする。
- 反射材を装着する。



詳しくは福井県安全環境部県民安全課 TEL.0776-20-0745

令和4年 春の交通安全県民運動

実施要綱

令和4年2月10日
福井県交通対策協議会

第① 目的

本運動は、広く県民に交通安全思想の普及・浸透を図り、交通ルールの遵守と正しい交通マナーの実践を習慣付けるとともに、県民自身による道路交通環境の改善に向けた取組みを推進することにより、交通事故防止の徹底を図ることを目的とする。

第② 期間

- 1 運動期間：令和4年4月6日(水)から15日(金)までの10日間
- 2 交通事故死ゼロを目指す日：令和4年4月10日(日)

第③ 主唱

福井県交通対策協議会

第④ 実施機関・団体

福井県、福井県警察、福井県教育委員会、市町および福井県交通対策協議会の構成機関・団体

第⑤ 統一行動日

令和4年4月6日(水)

実施機関・団体が、交差点等の街頭において一斉に交通安全啓発活動および交通安全指導を行う日とする。

第⑥ 推進方法

- 1 実施機関・団体は、本運動の趣旨等について組織のすみずみまで浸透を図るとともに、具体的な実施計画を策定し、早期に推進体制を確立するものとする。
- 2 実施機関・団体は、本運動の実施に当たって、新型コロナウイルス感染防止に配慮するとともに、本運動が真に県民総ぐるみの運動として成果があがるよう、創意工夫を凝らした交通安全教育や街頭指導等の交通安全活動を実施するほか、各種広報媒体を積極的に活用した広報啓発活動により、県民の交通安全意識の高揚に努めるものとする。
なお、交通事故の悲惨さ等に関する広報を行う際には、交通事故被害者や被害者家族の心情に配慮するものとする。

第⑦ 運動の重点と取組み

- 1 子どもを始めとする歩行者の安全確保【最重点取組み】
- 2 歩行者保護や飲酒運転根絶等の安全運転意識の向上
- 3 自転車の交通ルール遵守の徹底と安全確保
※概要版を末尾に添付

重点① 子どもを始めとする歩行者の安全確保【最重点取組み】

依然として道路において子どもが危険にさらされており、特に、入学や進級を迎える4月以降に小学生の歩行中の交通事故の発生が懸念されること、歩行者側にも横断歩道外横断や車両等の直前直後横断等の法令違反が認められること、また、歩行中の交通事故による死者のうち高齢者の占める割合が高いことなどから、これら歩行者の安全確保を図る。

運転者は

- 横断歩道等での歩行者等がないことが明らかな場合を除き直前で停止可能な速度で進行するとともに、歩行者が横断歩道を渡ろうとしている場合は、必ず一時停止をして、その通行を妨げないよう、横断歩道における歩行者ファーストを徹底する。
- 夕暮れ時には自動車の前照灯を早めに点灯するほか、夜間における「ハイビーム実践運動」の励行により、歩行者・自転車利用者との事故防止に努める。

歩行者は

- 道路を横断する際は、横断歩道を渡る、信号は必ず守るなど、自らの安全を守るための交通ルールを遵守する。
- 信号機のない横断歩道を横断する際、運転者に対して手を上げるなどして横断する意思を明確に伝えるとともに、停止してくれた運転者に対して会釈をする「横断アクション・ペコリン運動」を励行する。また、横断する際は、安全を確認してから横断を始め、横断中も左右の安全を確認する。
- 夕暮れ時や夜間に外出するときは、運転者が認識しやすいよう明るい服装や反射材を着用する。
- 高齢者は、参加・体験・実践型の交通安全教室へ積極的に参加し、交通ルール・マナーの理解を深めるとともに、加齢に伴う身体機能の変化を認識し、安全な行動をとるよう心がける。

家庭・職場等では

- 安全に道路を通行することについて、日常生活や教育現場における保護者や教育関係者からの幼児・児童への教育を推進する。
- 通学路や未就学児の散歩コース等における見守り活動を推進する。
- 子どもや高齢者が外出する際には、交通ルールの遵守や反射材用品の利用などについて声かけを行う。

重点2 歩行者保護や飲酒運転根絶等の安全運転意識の向上

死亡事故の多くが自動車側に原因があること、交差点で事故が多く発生していること、「自動車対歩行者」の死亡事故の多くが道路横断中(特に夜間)に発生しており、全ての自動車運転者の歩行者保護意識の向上が必要であること、飲酒運転等の危険運転による事故が後を絶たないこと、高齢運転者による死亡事故の割合が高いこと、全席シートベルトの着用率が低いことなどから、安全運転の意識向上を図る。

運転者は

- 運転中は、考え事をして漫然と運転せず、『運転に集中』する。
- 運転中のスマートフォン等の操作や車載のテレビを見ながらの運転は絶対に行わない。
- 交通ルールの遵守と歩行者や他の車両に対する「思いやり・ゆずり合い」の気持ちを持った運転を心掛け、子どもと高齢者を見かけた時は十分な減速を行うとともに、側方を通過する際には十分な間隔を保持するなど「子どもと高齢者を見かけたらスローダウン」県民運動を推進する。
- 横断歩道等での歩行者等がないことが明らかな場合を除き直前で停止可能な速度で進行するとともに、歩行者が横断歩道を渡るようとしている場合は、必ず一時停止をして、その通行を妨げないよう、横断歩道における歩行者ファーストを徹底する。(再掲)
- 夕暮れ時には自動車の前照灯を早めに点灯するほか、夜間における「ハイビーム実践運動」の励行により、歩行者・自転車利用者との事故防止に努める。(再掲)
- 飲酒運転の悪質性・危険性を理解し、飲酒後に急用が生じた場合であっても、酒気を帯びた状態で車両等(自転車を含む)を運転しない。
- いわゆる「あたり運転」は、重大な交通事故につながる悪質・危険な行為であり、絶対にしない。
- 後部座席を含めた全ての座席におけるシートベルトの着用とチャイルドシートの正しい使用を徹底する。

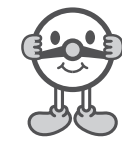


高齢運転者は

- 交通安全講習や運転適性検査を積極的に受けるとともに、加齢に伴う身体機能の変化を認識し、その能力に応じた運転を心がける。
- 運転に不安を感じるようになったときは、運転免許の自主返納について検討する。
- 自動ブレーキおよびペダル踏み間違い時加速抑制装置の搭載された安全運転サポート車(略称:サポカーSワイド)等の利用を検討する。
- 運転免許の自主返納に踏み切れない高齢運転者は、まず、自らが運転時間帯や場所等を限定して安全運転を続ける「限定運転」に積極的に取り組む。

家庭・職場等では

- 高齢運転者に対し、運転免許の自主返納の呼びかけや高齢免許返納者サポート制度などの各種支援施策、安全運転相談窓口の周知を図る。
- 高速乗合バス、貸切バスおよびタクシー等の事業者は、全ての座席におけるシートベルトの着用を徹底するための広報啓発を強化する。
- 飲食店等における運転者への酒類提供の禁止や、飲酒した客へのタクシーや自動車運転代行等の利用の働きかけ、ハンドルキーパー運動を推進する。
- 自動車を使用する事業所等は、点呼時にアルコール検知器等による検査を励行し、業務中の飲酒運転根絶に努める。



ハンドル
キーパー

ハンドルキーパー運動

自動車で仲間と飲食店などへいく場合に、お酒を飲まない人(ハンドルキーパー)を決め、その人が仲間を自宅まで送り届ける運動




重点3 自転車の交通ルール遵守の徹底と安全確保

自転車側に法令違反がある交通事故が後を絶たないことから、自転車利用者に対する交通ルール・マナーの周知を徹底する。

自転車利用者は

- 左側通行を徹底するとともに、二人乗り、並進、飲酒運転、無灯火、傘差し、スマートフォン等使用、イヤホン使用等をしないといった交通ルール・マナーを遵守する。
- ヘルメット・反射材を着用する。
- 自転車の安全を確保するため、ブレーキ、タイヤ、尾灯等の定期的な点検整備を行う。
- 自転車事故被害者の救済に資するため、自転車保険等に加入する。未成年の場合は、保護者が加入する。

(自転車保険等)

区 分		保 険 の 概 要
個人賠償責任保険	自転車保険	個人賠償責任保険と傷害保険のセット商品
	自動車保険の特約	自動車保険の特約に個人賠償責任保険が付帯
	火災保険の特約	火災保険の特約に個人賠償責任保険が付帯
	傷害保険の特約	傷害保険の特約に個人賠償責任保険が付帯
団体保険	会社等の団体保険	団体構成員向け保険に個人賠償責任保険が付帯
	PTAの保険	福井県PTA連合会の「小中学生総合保障制度」や福井県高等学校PTA連合会の「高校生総合保障制度」などに個人賠償責任保険が付帯
共済		全労済、県民共済、CO・OP共済などに個人賠償責任保険が付帯
クレジットカードの付帯保険		クレジットカードに個人賠償責任保険が付帯
TSマーク付帯保険		点検整備された自転車の車体に付帯する保険であり、点検整備から1年間有効

家庭・職場等で

- 自転車の安全で適正な利用に関する教育および啓発を行う。
- 保護者は、監護する児童等(中学生以下)が自転車を利用する際は、ヘルメットを着用させる。
- 高齢者がいる家族は、高齢者の自転車利用に際し、ヘルメットの着用や夜間の利用を控える等の必要な助言を行う。
- 事業者は、自転車を事業で利用するときは、当該利用に係る自転車保険等に加入する。
- 事業者は、自転車を利用して通勤する従業員に対し、保険証書等の直接的な確認等により、自転車保険等に加入していることを確認する。
- 事業者は、事業で利用する自転車について、定期的に点検および整備を行う。
- 自転車貸付事業者は、レンタル用の自転車に関し、自転車保険等に加入する。